

平成30年度

文化芸術による子供の育成事業

－巡回公演－

実施団体募集について

平成29年6月

文化庁文化部芸術文化課文化活動振興室

# 目 次

I	平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」概要・・・・・・・・・・	1
II	平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」応募要領(A区分)・・・・	4
III	平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」応募要領(B区分)・・・・	8
IV	平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」出演希望調書・・・・・・・・	14
V	平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」出演希望調書記入例・	21
VI	文化芸術による子供の育成事業実施要綱・・・・・・・・・・	29
VII	【参考】採択後のスケジュール・・・・・・・・・・	33

# I 平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」概要

※応募に当たっての重要事項が書かれていますので、必ず熟読してください。

※この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

## 【目的】

文化芸術による子供の育成事業は、小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行うことにより、文化の担い手となる子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的とします。

## 【内容】

子供たちの成長過程に合わせた優れた実演芸術の鑑賞機会を提供するとともに、文化芸術団体等によるワークショップ、児童・生徒との共演を図るなど、より身近に実演芸術に触れる機会を提供します。

○実施会場：原則として、実施校の体育館

複数の学校による合同開催の場合は文化施設での実施も可

○対象：児童・生徒、教職員及び保護者等

### ○文化芸術団体によるワークショップ

公演や児童・生徒との共演をより効果的なものとするために、文化芸術団体のメンバーが事前に実施校に赴き、児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導を行います。

ワークショップは、各文化芸術団体の特色が出るように工夫されたものにするるとともに、学校側のニーズも踏まえたものにします。

### ○優れた実演芸術の公演

優れた実績を有する文化芸術団体を学校に派遣して実演芸術の公演を実施します。

公演の実施に当たっては、児童・生徒に実演芸術の公演を鑑賞させるだけでなく、文化芸術団体との共演などにより児童・生徒が参加できるよう工夫されたものにします。

本事業は、教育活動の一環として行われるものであることから、芸術性に富むものであることはもちろん、児童・生徒が興味をもって鑑賞できるものであることや、教育的効果が高いものであることが求められます。

また、実施公演の演目は、公演実績のあるものにするるとともに、限られた予算の範囲内でより多くの子供たちに優れた実演芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適正な価格で実施するものとします。このため、採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。

## 【文化芸術団体の採択区分】

採択区分には、事業を単年度で実施する採択枠の「A区分」と、複数年度(3年)にわたって実施する採択枠の「B区分」の2区分があります。

- (1)A区分： 単年度採択とし、ワークショップの実施後、原則として平成30年6月から12月までの間に公演を実施していただきます。
- (2)B区分： 複数年度(3年)採択とし、ワークショップの実施後、原則として毎年度6月から12月までの間に、3年間同じブロックで同一の公演を実施していただくほか、以下の①から⑦の業務を行っていただきます。
- ①ブロック内の全ての都道府県、政令指定都市の教育委員会を訪問し、本事業について広報すること。
  - ②実施校の所在地の市区町村の教育委員会に対して本事業について広報すること。
  - ③年1回以上、ブロック内の都道府県、政令指定都市が主催する校長会等で本事業について広報すること。
  - ④①～③についてより効率な広報先及び方法を提案することが可能な場合は、事前に調査計画を提案し、文化庁または事務委託先の承認を得ること。なお、広報に係る経費は旅費のみ支給します。別途、広報宣伝に係る費用を支給するものではありません。
  - ⑤他の実施団体からの視察希望に応じること。
  - ⑥事業説明会等における実施上の工夫や成功事例の発表など、本事業の向上に資する文化庁の取組に協力すること。
  - ⑦事業終了後、①～⑥についての報告書を作成して文化庁に提出すること。
- (注)①～②は、実施団体が教育委員会と日程調整等した上で行ってください。

平成30年度は2企画(演劇,伝統芸能の各分野から1企画ずつ)を採択する予定です。なお、複数年度にわたる実施について採択を決定した場合であっても、当該年度の予算状況により、実施規模等が変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

## 【不正行為に係る処分】

経費の虚偽申請や過大請求等による委託経費の受給等，不正行為を行った場合には，採択の取り消し，委託経費の全部又は一部の返還，加算金の納付，不正行為の公表，委託経費の支払停止措置を行う場合があります。

また，「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」(平成22年9月16日付け文化庁長官決定)に基づき，文化庁が芸術活動への支援等のために公募を行う事業への応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日  
文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について，芸術団体等による支援金等の不正受給があった場合，下記のとおり応募制限を行う。

### 記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給，支援金等の他の事業・用途への流用，私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない，調査に必要な書類の提出に応じない，その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は，上記(1)，(2)に準じて取り扱う。

加えて，平成23年度には，文化庁が設置した「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関する検討会」において，「芸術文化に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」を取りまとめております。本事業に係る委託経費についても，この「まとめ」に従い，適正に管理する必要があります。

### 「文化芸術に係る補助金等の不正防止に関するまとめ」HPアドレス

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24\\_hojokin\\_fusei\\_matome.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/pdf/h24_hojokin_fusei_matome.pdf)

## II 平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」応募要領（A区分）

## 1. 募集期間 平成29年6月28日(水)～7月28日(金)

## 2. 対象種目等について

- ①種目は、合唱、オーケストラ等、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎・能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸とします。  
なお、各種目において、少人数編成(例 オーケストラ等であれば、室内楽やジャズ等のアンサンブル、演劇であれば2人芝居等)の公演も対象とします。
- ②公演実績のある演目であり、かつ、児童・生徒の鑑賞にふさわしい内容のものとします。(初演不可)
- ③児童・生徒が共演、参加又は体験できる形態を有するものとします。

## 3. 応募企画数について

1団体当たり2企画まで(伝統芸能分野については3企画まで)応募可とします。

採択は原則として1団体当たり1企画としますが、審査の結果、高い評価が得られた場合には、2企画(伝統芸能分野については3企画まで)を採択する場合があります。複数の企画を採択した場合の公演実施地域は、原則として別々のブロックとします。

## 4. 応募対象団体について

我が国の文化芸術団体で、その文化芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性があり、次の①～④のいずれかに該当する団体であること。

- ①一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人
- ②特定非営利活動法人
- ③上記①②以外の法人格を有し、原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体
- ④法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体
  - ア. 主たる構成員が芸術家又は文化芸術団体であること。
  - イ. 定款、寄附行為に類する規約等を有すること。
  - ウ. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
  - エ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
  - オ. 財務諸表を作成していること。
  - カ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

そのほか、相当の公演実績を有することが必要です。

## 5. ワークショップについて

- ①公演に先立ち、ワークショップを行う必要があります。  
ワークショップとは、事前の鑑賞指導、実技指導、共演の練習等のことです。
- ②公演の1か月程度前までに1校当たり1回実施する必要があります(概ね2時限分程度(80分～100分))。
- ③指導体制は、指導者、補助者及びスタッフを含め6名以内とします。なお、近年、メンバーの入れ替えが多く発生している例が生じています。本公演同様にできる限り効率的かつ経済的に巡回できるよう、予め人員計画を立てる等工夫してください。また、ワークショップの実施時期も想定し、公演実施可能期間を設定してください。

## 6. 公演について

- ①原則として6月から12月までに実施していただきます。
- ②公演会場は、原則として実施校の体育館とします。  
体育館での公演が著しく困難な場合や、複数の学校による合同開催の場合は、文化施設での公演実施も可としますが、文化施設の会場費等は地元主催者の負担となりますので、学校の公演希望が少なくなる場合があります。
- ③公演数は各学校からの希望状況によって決まります。なお、実施を希望する学校がない場合は公演がありませんので、あらかじめ御了承願います。
- ④ブロック内での巡回公演を効率的に実施するため、公演日程は、確実に公演実施可能な日程で、できるだけ複数の連続した日程を「公演実施可能時期」として「出演希望調書」（「10. 申請時の提出書類」参照）に記載してください。「公演実施可能時期」は、採択決定後に再度確認し、これを基に実施希望校を募集しますので、原則として、その後の「公演実施可能時期」を変更することはできません。  
なお、効率的な巡回公演を実施するため、連続した日程を公演実施可能時期として御提示いただけない場合には、公演回数が少なくなります。
- ⑤標準的な公演時間は、午後1時乃至2時からの概ね2時限分程度（80分～100分）であり、仕込みの標準的な時間帯は午前中です。
- ⑥公演に際しては、教育的配慮により、表現等の一部について変更をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ⑦著作権等に関する権利者の許諾が必要な場合は、各団体で所定の手続きを行ってください。

## 7. 事業終了時の提出書類

- ①各種完了報告書、決算報告書
- ②各支出項目に対しての領収書(写)等  
※ 提出期限:公演終了後45日以内(厳守)

## 8. 委託金の支払について

本事業は委託事業となります。委託金の支払に当たっては、ワークショップ及び全ての公演完了後に、決算報告書等（「7. 事業終了時の提出書類」参照）を御提出いただきます。これらの書類の確認終了後に、請求書を御提出いただき、委託金をお支払いします。委託金は国費（税金）ですので、各種請求書及び銀行振込の写し等支払が証明できるものが必要です。

また、文化庁の当該事業の限られた予算の範囲内でお支払いしますので、契約段階から経費については精査し、契約金額の範囲内で確定させていただきます。なお、契約金額は本事業の規定に沿って決定しますので、各団体の規定に沿えない場合があります。

支払に関する手続きについては、「平成29年度文化芸術による子供の育成事業－巡回公演事業－実施の手引き」等（<http://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/index.html>）を参考資料として御覧ください。

## 9. 完了検査等

- ①事業終了後、文化庁又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。
- ②本事業は会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。

- ③ 上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既にお支払いした委託金を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

## 10. 申請時の提出書類

	提出書類	提出方法
①	平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」出演希望調書:1部 ※様式:14頁～18頁, 20頁 <u>A区分・B区分共通</u>	データ送信
②	出演予定のメンバー表等(調書枠内におさまる場合は, 調書に記載することも可):1部	データ送信
③	チラシまたはパンフレット等の参考資料(提出任意, PDFファイル1MB以内, メール添付)	データ送信
④	申請する公演演目のDVD:1枚(盤面に「団体名」「演目名」を明示) ※提出する際は, Windows Media Playerで再生可能なものとし, <u>再生可能かどうかを必ず確認した上で御提出ください(時折, ファイナライズ処理がなされておらず, 再生できないものがあります)。</u>	郵送又は 宅配便
⑤	団体の定款, 寄附行為又はこれらに類する規約:1部	郵送又は 宅配便
⑥	直近の財務諸表:1部	郵送又は 宅配便

(注1) ①のNo.1～3のシート及び②は, 学校が応募する際の参考資料として公開いたしますので, 学校側にとって分かりやすい記述としてください。

(注2) ⑥は, 貸借対照表, 損益計算書(又はこれらに類する書類)の写しを提出してください。

## 11. 申請書類作成に当たっての注意

- ①「公演に当たっての会場条件」は, 学校が事業に応募する際の参考としますので, できるだけ細かく正確に記載してください(記載例24ページ参照)。 なお, 会場条件が多少合わない場合でも, 公演をお願いすることがありますが, その場合は事前に条件や経費負担等について調整させていただきます。
- ②演目や出演者をはじめとした公演・ワークショップの内容は, 採否を決定する重要な審査事項であるため, 原則として採択後に変更する事はできません。
- ③特別支援学校における公演実績等があれば記載してください。
- ④「公演費用明細」については, 見積金額として参考にしますので, 詳細に記入してください。 また, 事業費は採否を決定する重要な審査事項であるため, 原則として採択後に増額する事はできません。 限られた予算の範囲内で, より多くの子供たちに優れた実演芸術が届けられるよう, 事業趣旨に即した適正な価格での見積金額としてください。 採択された企画であっても, 実施費用については調整していただくことがあります。
- ⑤委託業務は, 「役務の提供」(消費税法第2条第1項第12号)に該当するため, 原則として業務経費の全体が課税対象となります。 したがって, 課税事業者, 簡易課税事業者に該当する場合は, 委託業務経費の積算において, 文化庁規定単価に基づき支払う経費を除くすべての経費について消費税込の金額を記載してください。
- ⑥公演実施可能時期は, 採択決定後に再度確認します。 原則として, その後の「公演実施可能時期」を変更することはできません。
- ⑦記載する内容が多い場合は, 適宜, 枠を広げてください。 各様式は複数枚にわたっても構いません。

## 12. 提出期限及び提出先（文化庁ではありませんので御注意ください）

**提出期限：平成29年7月28日（金）消印有効**

※④～⑥は、「郵送」もしくは「宅配便」にて送付してください。（持参不可）

※郵送の場合、「特定記録」等により、配達記録を残してください。

※宅配便の場合、荷物の受付日が提出期限内であれば有効とします。

※封筒に「平成30年度「文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-」出演希望調書在中」と朱書きで記入してください。

※メール送信後3営業日以内に事務局より返信がない場合は電話にて御連絡ください。

①～③の送信先：Email: jkodomogeijutsu30@jtbc.com.co.jp

④～⑥の送付先：〒105-8335

東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング12階

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

文化庁文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-事務局

## 13. 審査について

①審査は次の種目ごとに行います。

【音楽】合唱，オーケストラ等，音楽劇

【演劇】児童劇，演劇，ミュージカル

【舞踊】バレエ，現代舞踊

【伝統芸能】歌舞伎・能楽，人形浄瑠璃，邦楽，邦舞，演芸

②審査事項

出演希望調書の内容や公演実績を総合的に評価して公演団体を決定しますが、特に以下の点は重要となります。

- ・事務処理体制がしっかりしているか。
- ・高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容の公演であるか。
- ・高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容のワークショップであるか。
- ・内容に即した適正な水準の事業費であるか。（内容に比して安価な企画を高く評価します）

## 14. 審査結果について

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、申請のあった団体に対し、平成29年10月中旬を目途に郵送にてお知らせします。応募団体から電話による問い合わせがありますが、電話による問い合わせには応じないこととしております。

## 15. 問合せ先（文化庁ではありませんので御注意ください）

〒105-8335

東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング12階

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

文化庁 文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-事務局

TEL :080-5908-3538 E-mail: jkodomogeijutsu30@jtbc.com.co.jp

### Ⅲ 平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」応募要領(B区分)

#### 1. 募集期間 平成29年6月28日(水)～7月28日(金)

#### 2. 対象種目等について

- ①種目は児童劇, 演劇, ミュージカル, 歌舞伎・能楽, 人形浄瑠璃, 邦楽, 邦舞, 演芸とします。  
なお, 各種目において, 少人数編成(例 演劇であれば2人芝居等)の公演も対象とします。
- ②公演実績のある演目であり, かつ, 児童・生徒の鑑賞にふさわしい内容のものとします。(初演不可)
- ③児童・生徒が共演, 参加又は体験できる形態を有するものとします。

#### 3. 応募企画数について

1団体当たり1企画とします。平成30年度は2企画(演劇, 伝統芸能の各分野から1企画ずつ)を採択する予定です。

#### 4. 応募対象団体について

我が国の文化芸術団体で, その文化芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性があり, 次の①～④のいずれかに該当する団体であること。

- ①一般社団法人, 一般財団法人, 公益社団法人又は公益財団法人
- ②特定非営利活動法人
- ③上記①②以外の法人格を有し, 原則として自ら一定数以上の実演家を擁する団体
- ④法人格を有しないが, 次の要件をすべて満たしている団体
  - ア. 主たる構成員が芸術家又は文化芸術団体であること
  - イ. 定款, 寄附行為に類する規約等を有すること
  - ウ. 団体の意思を決定し, 執行する組織が確立されていること
  - エ. 自ら経理し, 監査する等会計組織を有すること
  - オ. 財務諸表を作成していること
  - カ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること

そのほか, 相当の公演実績を有し, 平成30年度から平成32年度まで継続して本事業を実施することが可能であることが必要です。

#### 5. ワークショップについて

- ①公演に先立ち, ワークショップを行う必要があります。  
ワークショップとは, 事前の鑑賞指導, 実技指導, 共演の練習等のことです。
- ②公演の1か月程度前までに1校当たり1回実施する必要があります(概ね2時限分程度(80分～100分))。
- ③指導体制は, 指導者, 補助者及びスタッフを含め6名以内とします。なお, 近年, メンバーの入れ替えが多く発生している例が生じています。本公演同様にできる限り効率的かつ経済的に巡回できるよう, 予め人員計画を立てる等工夫してください。またワークショップの実施時期も想定し, 公演実施可能期間を設定してください。

## 6. 公演について

- ①原則として6月から12月までの間に実施していただきます。
- ②公演会場は、原則として実施校の体育館とします。  
体育館での公演が著しく困難な場合や、複数の学校による合同開催の場合は、文化施設での公演実施も可としますが、文化施設の会場費等は地元主催者の負担となりますので、学校の公演希望が少なくなる場合があります。
- ③公演数は、各学校からの希望状況によって決まります。なお、実施を希望する学校がない場合は公演がありませんので、あらかじめ御了承願います。
- ④ブロック内での巡回公演を効率的に実施するため、公演日程は、確実に公演実施可能な日程で、できるだけ複数の連続した日程を「公演実施可能時期」として「出演希望調書」（「12. 申請時の提出書類」参照）に記載してください。「公演実施可能時期」は、採択決定後に再度確認し、これを基に実施希望校を募集しますので、原則として、その後の「公演実施可能時期」を変更することはできません。  
なお、効率的な巡回公演を実施するため、連続した日程を公演実施可能時期として御提示いただけない場合には、公演回数が少なくなります。
- ⑤標準的な公演時間は、午後1時乃至2時からの概ね2時限分程度（80分～100分）であり、仕込みの標準的な時間帯は午前中です。
- ⑥公演に際しては、教育的配慮により、表現等の一部について変更をお願いする場合がありますので、あらかじめ御了承願います。
- ⑦著作権等に関する権利者の許諾が必要な場合は、各団体で所定の手続きを行ってください。

## 7. B区分の団体のみが行う業務について

B区分団体は、複数年度（3年）採択とし、ワークショップの実施後、毎年度原則として6月から12月までの間で、3年間同じブロックで同一の公演を実施していただくほか、以下の①から⑦の業務を行っていただきます。

- ①ブロック内の全ての都道府県、政令指定都市の教育委員会を訪問し、本事業について広報すること。
  - ②実施校の所在地の市区町村の教育委員会に対して本事業について広報すること。
  - ③年1回以上、ブロック内の都道府県、政令指定都市が主催する校長会等で本事業について広報すること。
  - ④①～③についてより効率な広報先及び方法を提案することが可能な場合は、事前に調査計画を提案し、文化庁または事務委託先の承認を得ること。なお、広報に係る経費は旅費のみ支給します。別途、広報宣伝に係る費用を支給するものではありません。
  - ⑤他の実施団体からの視察希望に応じること。
  - ⑥事業説明会等における実施上の工夫や成功事例の発表など、本事業の向上に資する文化庁の取組に協力すること。
  - ⑦事業終了後、①～⑥についての報告書を作成して文化庁に提出すること。
- （注）①～②は、実施団体が教育委員会と日程調整等した上で行ってください。

平成30年度は2企画（演劇、伝統芸能の各分野から1企画ずつ）を採択する予定です。なお、複数年度にわたる実施について採択を決定した場合であっても、当該年度の予算状況により、実施規模等が変更となる場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

## 8. 事業終了時の提出書類

- ①各種完了報告書, 決算報告書
- ②各支出項目に対しての領収書(写)等
- ③「7.⑦」に掲げる業務報告書等

※ 提出期限:公演終了後45日以内(厳守)

## 9. 委託金の支払について

本事業は委託事業となります。委託金の支払に当たっては、ワークショップ及び全ての公演完了後に、決算報告書等(「8. 事業終了時の提出書類」参照)を御提出いただきます。これらの書類の確認終了後に、請求書を御提出いただき、委託金をお支払いします。委託金は国費(税金)ですので、各種請求書及び銀行振込の写し等支払が証明できるものが必要です。

また、文化庁の当該事業の限られた予算の範囲内でお支払いしますので、契約段階から経費については精査し、契約金額の範囲内で確定させていただきます。なお、契約金額は本事業の規定に沿って決定しますので、各団体の規定に沿えない場合があります。

支払に関する手続きについては、「平成29年度文化芸術による子供の育成事業－巡回公演事業－実施の手引き」等(<http://www.kodomogeijutsu.go.jp/junkai/index.html>)を参考資料として御覧ください。

## 10. 完了検査等

- ①事業終了後、文化庁又は事業の委託先の職員が、実施状況や会計処理の状況について実地の検査をする場合があります。
- ②本事業は会計実地検査の対象であり、会計検査院から指示のあった場合には、実地検査を受検する義務があります。
- ③上記検査で不適切な処理が明らかになった場合は、既にお支払いした委託金を国庫に返納いただく場合がありますので、適切な事業実施に努めてください。

## 11. 事業実施後の評価

当該年度実施終了後は、業務報告書等により文化庁で団体の評価を行います。評価の結果によっては複数年度採択の取消しを行う場合がありますので御留意ください。

## 12. 申請時の提出書類

	提出書類	提出方法
①	平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」出演希望調書:1部 ※様式:14頁～20頁 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">A区分・B区分共通及びB区分のみ</span>	データ送信
②	出演予定のメンバー表等(調書枠内におさまる場合は、調書に記載することも可):1部	データ送信
③	チラシまたはパンフレット等の参考資料(提出任意,PDFファイル1MB以内,メール添付)	データ送信
④	申請する公演演目のDVD:1枚(盤面に「団体名」「演目名」を明示) ※提出する際は、Windows Media Playerで再生可能なものとし、再生可能かどうかを必ず確認した上で御提出ください(時折、ファイナライズ処理がなされておらず、再生できないものがあります)。	郵送又は宅配便
⑤	団体の定款,寄附行為又はこれらに類する規約:1部	郵送又は宅配便
⑥	直近の財務諸表:1部	郵送又は宅配便

(注1) ①のNo.1～3のシート及び②は、学校が応募する際の参考資料として公開いたしますので、学校側にとって分かりやすい記述としてください。

(注2) ⑥は、貸借対照表,損益計算書(又はこれらに類する書類)の写しを提出してください。

## 13. 申請書類作成にあたっての注意

- ①「公演に当たっての会場条件」は、学校が事業に応募する際の参考としますので、できるだけ細かく正確に記載してください(記載例24ページ参照)。なお、会場条件が多少合わない場合でも、公演をお願いすることがありますが、その場合は事前に条件や経費負担等について調整させていただきます。
- ②演目や出演者をはじめとした公演・ワークショップの内容は、採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に変更する事はできません。
- ③特別支援学校における公演実績等があれば記載してください。
- ④「公演費用明細」については、見積金額として参考にしますので、詳細に記入してください。また、事業費は採否を決定する重要な審査事項であるため、原則として採択後に増額する事はできません。限られた予算の範囲内で、より多くの子供たちに優れた実演芸術が届けられるよう、事業趣旨に即した適正な価格での見積金額としてください。採択された企画であっても、実施費用については調整していただくことがあります。
- ⑤委託業務は、「役務の提供」(消費税法第2条第1項第12号)に該当するため、原則として業務経費の全体が課税対象となります。したがって、課税事業者、簡易課税事業者に該当する場合は、委託業務経費の積算において、文化庁規定単価に基づき支払う経費を除くすべての経費について消費税込の金額を記載してください。
- ⑥公演実施可能時期は、採択決定後に再度確認します。原則として、その後の「公演実施可能時期」を変更することはできません。

## **B区分**

- ⑦以下の項目に従い、B区分への申請理由を記入してください。なお、調書の欄に書ききれない場合は、別紙(様式任意)で提出してください。
- i) B区分に申請する理由
  - ii) 複数年にわたり同じ地域で実施する上での工夫や、公演やワークショップの質を向上させるための工夫
  - iii) B区分団体が行う業務について(「7. B区分の団体のみが行う業務について」参照)の実施体制
- ⑧記載する内容が多い場合は、適宜、枠を広げてください。各様式は複数枚にわたっても構いません。

### 14. 提出期限及び提出先(文化庁ではありませんので御注意ください)

#### **提出期限：平成29年7月28日(金)消印有効**

※④～⑥は、「郵送」もしくは「宅配便」にて送付してください。(持参不可)

※郵送の場合、「特定記録」等により、配達記録を残してください。

※宅配便の場合、荷物の受付日が提出期限内であれば有効とします。

※封筒に「平成30年度「文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-」出演希望調書在中」と朱書きで記入してください。

※メール送信後3営業日以内に事務局より返信がない場合は電話にて御連絡ください。

①～③の送信先：Email: [jkodomogeijutsu30@jtbcom.co.jp](mailto:jkodomogeijutsu30@jtbcom.co.jp)

④～⑥の送付先：〒105-8335

東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング12階  
株式会社JTBコミュニケーションデザイン  
文化庁文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-事務局

### 15. 審査について

①審査は次の種目ごとに行います。

【演劇】児童劇, 演劇, ミュージカル

【伝統芸能】歌舞伎・能楽, 人形浄瑠璃, 邦楽, 邦舞, 演芸

②審査事項

出演希望調書の内容や公演実績を総合的に勘案して公演団体を決定しますが、特に以下の点が重要となります。

- ・事務処理体制がしっかりしているか。
- ・高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容の公演であるか。
- ・高い教育効果を見込むことができる優れた企画内容のワークショップであるか。
- ・内容に即した適正な水準の事業費であるか。(内容に比して安価な企画を高く評価します)
- ・B区分の業務を遂行可能な高い事務能力を備えているか。
- ・他の模範となるような優れた企画内容の公演, ワークショップであるか。

(注)B区分で採択されない場合であっても、A区分では採択されることがあります。

**16. 審査結果について**

審査結果は、採択・不採択にかかわらず、申請のあった団体に対し、平成29年10月中旬を目途に郵送にてお知らせします。応募団体から電話による問い合わせがありますが、電話による問い合わせには応じないこととしております。

**17. 問合せ先（文化庁ではありませんので御注意ください）**

〒105-8335

東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング12階

株式会社JTBコミュニケーションデザイン

文化庁文化芸術による子供の育成事業-巡回公演事業-事務局

TEL :080-5908-3538

E-mail: jkodomogeijutsu30@jtbcom.co.jp

## IV 平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」出演希望調書

種 目 (いずれかに○をつけて下さい。)

【音 楽】	合唱, オーケストラ等, 音楽劇
【演 劇】	児童劇, 演劇, ミュージカル
【舞 踊】	バレエ, 現代舞踊
【伝統芸能】	歌舞伎・能楽, 人形浄瑠璃, 邦楽, 邦舞, 演芸

申請する区分に, ○を付してください。

A区分のみ ・ A区分とB区分の両方

複数申請の有無(該当する方に○を付してください。)

あり ・ なし

複数の企画が採択された場合の実施体制(該当する選択肢のいずれかに○を付してください。)

- (1) 公演の実施時期が重複しても, 複数の企画を実施可能  
 (2) 公演の実施時期が重複しなければ, 複数の企画を実施可能  
 (3) 提案したいずれか1企画のみ実施可能  
 (4) その他( )

## 芸術文化団体の概要

ふりがな 制作団体名			
代表者職・氏名			
制作団体所在地 (最寄り駅・バス停)	〒		
電話番号		F A X 番号	
ふりがな 公演団体名			
代表者職・氏名			
公演団体所在地 (最寄り駅・バス停)	〒		
制作団体 設立年月	年 月		
制作団体 組織	役 職 員	団体構成員及び加入条件等	
事務体制の担当	専任 ・ 他の業務と兼任	本事業担当者名	
経理処理等の 監査担当の有無	有 ・ 無	経理責任者名	

制作団体沿革	
学校等における 公 演 実 績	
特別支援学校に おける公演実績	

## 公演・ワークショップの内容

## 【公演団体名

】

対 象	小学生(低学年・中学年・高学年) ・ 中学生			
本公演演目 原作/作曲 脚 本 演出/振付	公演時間( 分)			
著作権	制作団体が 所有	制作団体以外が所有する事 項が含まれる	(制作団体以外が所有す る事項が含まれる場合) 許諾の有無	
演 目 概 要				
演目選択理由				
児童・生徒の共 演, 参加又は 体 験 の 形 態				
出 演 者				
公演出演予定者数 (1公演あたり)	出 演 者: 名 ス タ ッ フ: 名 合 計: 名	機 材 等 運 搬 方 法	積 載 量 t 車 長 m 台 数 台	





B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制

【公演団体名

】

B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制	<p>i) B区分に申請する理由</p> <p>ii) 複数年にわたり同じ地域で実施する上での工夫や、公演やワークショップの質を向上させるための工夫</p> <p>iii) B区分団体が行う業務について(「7. B区分の団体のみが行う業務について」参照)の具体的な実施体制</p>
--------------------------	--

公演費用明細【10公演当たりの経費】

【公演団体名】

単位:円

項目	費目	数量		単価 (税込)	公演回数	金額	備考
		数値	単位				
出演費	出演費合計					0	
						0	
						0	
						0	
						0	
文芸費	文芸費合計					0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
音楽費	音楽費合計					0	
						0	
						0	
						0	
						0	
舞台費	舞台費合計					0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
その他経費	その他経費合計					0	
						0	
						0	
小計					0		
ワークショップ	主指導者		人			0	
	補助者		人			0	
						0	
小計 (ワークショップ)					0		
10公演当たり 総合計					0		

※10公演実施する場合の公演経費を記載

してください。ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。

※水色の欄には計算式が設定されていますので入力しないでください。

※金額欄には**税込**の金額を記入してください。

※欄が不足する場合は行を挿入してください。

この希望調書に関する問い合わせ先

担当者	
電話番号	
FAX	
E-mail	

### IV 平成30年度「文化芸術による子供の育成事業」出演希望調書

種 目 (いずれかに○をつけて下さい。)

【音 楽】	合唱, <u>オーケストラ等</u> , 音楽劇
【演 劇】	児童劇, 演劇, ミュージカル
【舞 踊】	バレエ, 現代舞踊
【伝統芸能】	歌舞伎・能楽, 人形浄瑠璃, 邦楽, 邦舞,

A区分のみ申請する場合は No.5(P26)の作成は不要です。

申請する区分に, ○を付してください。 A区分のみ A区分とB区分の両方

複数申請の有無(該当する方に○を付してください。) あり ・ なし

複数の企画が採択された場合の実施体制(該当する選択肢のいずれかに○を付してください。)

No.1 ~ No.6(P21 ~ 26)のすべての項目を作成してください。

(1) 公演の実施時期が重複しても, <u>複数の企画を実施可能</u>
(2) <u>公演の実施時期が重複しなければ, 複数の企画を実施可能</u>
(3) 提案したいずれか1企画のみ実施可能
(4) その他( )

#### 芸術文化団体の概要

ふりがな 制作団体名	※正式名称を記入してください(一般財団法人, 公益財団法人, 等) 一般財団法人〇〇〇交響楽団		
代表者職・氏名	理事長 〇 〇 〇 〇		
制作団体所在地 (最寄り駅・バス停)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇(〇〇駅)		
電 話 番 号	03-****-****	F A X 番 号	03-****-****
ふりがな 公演団体名	〇〇〇コンサート		
代表者職・氏名	楽団長 〇 〇 〇 〇		
公演団体所在地 (最寄り駅・バス停)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
制 作 団 体 設 立 年 月	1992年10月		
制作団体 組 織	役 職 員		団体構成員及び加入条件等
	会 長 〇〇〇〇 専務理事 〇〇〇〇 常務理事 〇〇〇〇		事務処理にあたって, 十分対応可能な体制であるかをチェックする項目です。
事務体制の担当	専任 ・ 他の業務と兼任	本事業担当者名	不適正経理防止のためのチェック項目です。
経理処理等の 監査担当の有無	有 ・ 無	経理責任者名	

制作団体沿革	1984年〇〇オーケストラとして発足 1992年法人格を取得 2000年施設管理部門を分社化
学校等における 公 演 実 績	<p>※文化庁事業以外での公演実績を記入してください。</p> <p>〇〇年度「△△」演目 ○公演, 「□□」演目 ○公演</p>
特別支援学校に おける公演実績	

公演・ワークショップの内容

【公演団体名 〇〇〇交響楽団】

対象	小学生( <u>低学年</u> ・ <u>中学年</u> ・ <u>高学年</u> ) ・ <u>中学生</u>			
本公演演目 原作 / 作曲 脚 本 演出 / 振付	<p>※演目については過去に公演実績のあるものに限ります。</p> <p>(例) 組曲「〇〇〇〇」 行進曲「〇〇〇〇」</p> <p>※演劇については特に原作, 脚本, 演出の別を正しく記入して下さい。</p> <p style="text-align: right;">公演時間( 100分 )</p>			
著作権	-	制作団体が 所有	○	制作団体以外が所有する事 項が含まれる
			有	(制作団体以外が所有す る事項が含まれる場合) 許諾の有無
演目概要	<p>※あらずじ, 見どころ及びセールスポイント等を記入してください。</p> <p>※添付資料としてこの演目を実施したときの資料(DVD, チラシ, プログラム等)を提出してください。DVDについては, Windows Media Player で再生可能なものとし, 必ず再生可能か確認の上, 提出してください。</p> <p>なお, 提出された資料は返却いたしません。</p>			
演目選択理由	<p>※公演内容がどのように本事業の目的と合致し, 事業効果を向上させることが期待できるのか, 演目を選択した理由を記入してください。</p>			
児童・生徒の共演, 参加又は体験の形態	<p>公演前後において児童・生徒と〇〇〇〇〇〇の面において交流を図ります。</p> <p>劇中の歌を一緒に合唱します。</p> <p>共演曲目は校歌や地方ゆかりの民謡等もご提案できます。</p> <p>※参加・共演形態については, より具体的に, 児童生徒と公演への参加, 公演時でのワークショップなど, 出演者との関わりのほか, 実施分野により様々な形態がありますので, 工夫されている点を記載してください。</p>			
出演者	<p>※出演する俳優, 指揮者, ソリスト, 舞踊手等の氏名を記入してください。</p> <p>なお, オーケストラ団体は, 編成(〇管〇型)についても記入してください。</p> <p>※出演者のメンバー表・経歴等については, 別紙で添付してください。(様式任意。このスペースに入る場合はこちらに記入してください。) 別紙にする場合は, 必ず「No.2 別紙メンバー表」と記載してください</p>			
<p>標準の人数を記載してください。出演人数の変更は原則として認められません。ただし, スタッフの増員等については採択後に理由及び金額を確認し, 必要性が認められた場合, 計上可能です。例) 遠方のブロックが割り当てられたために発生する貨物積み降ろし人員, 特別支援学校における補助スタッフ等</p>				
公演出演予定者数 (1公演あたり)	<p>出演者 : 61名</p> <p>スタッフ : 8名</p> <p>合計 : 69名</p>		機材等 運搬方法	<p>積載量 4t</p> <p>車長 7.6m</p> <p>台数 1台</p>

公演に当たっての 会場条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公演規模（100～500人）</li> <li>・舞台の設置場所（ステージ <u>フロア</u>）</li> <li>・舞台に必要な広さ <b>横15m以上, 奥行き8m以上</b></li> <li>・電源容量(主幹ブレーカー容量) A <b>特になし</b></li> <li>・暗幕の要否（<u>要</u>・不要）</li> <li>・緞帳の要否（<u>要</u>・不要）</li> <li>・トラックの横付けの要否(<u>要</u>・不要) 4tトラックが体育館に横付けできること。</li> <li>・ピアノの移動の有無(有・<u>無</u>)</li> <li>・バスケットゴールの設置状況 <b>縦方向に固定で設置している場合は舞台設置の妨げになるため、公演ができない。 縦方向に昇降式なら問題ない。</b></li> <li>・その他 <b>搬入間口が4m以上あること。 体育館が2階以上に設置されている場合は不可。</b></li> </ul> <p>※採択決定後、採択団体へ図面等詳細の提出をお願いします。</p>												
会場設営の所要 時間(タイムスケ ジュール)の目 安	<p>前日仕込み(有・<u>無</u>) 会場設営の所要時間(3時間程度)</p> <table border="1" data-bbox="389 875 1430 954"> <thead> <tr> <th>到着</th> <th>仕込み/リハーサル</th> <th>本公演</th> <th>内休憩</th> <th>撤去/積込</th> <th>退出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8:00</td> <td>8:00~11:00/12:00~13:00</td> <td>13:30~15:00</td> <td>10分</td> <td>15:30~16:45</td> <td>17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>※本公演時間の目安は、午後1時乃至2時からの概ね2時限分程度です。</p>	到着	仕込み/リハーサル	本公演	内休憩	撤去/積込	退出	8:00	8:00~11:00/12:00~13:00	13:30~15:00	10分	15:30~16:45	17:00
到着	仕込み/リハーサル	本公演	内休憩	撤去/積込	退出								
8:00	8:00~11:00/12:00~13:00	13:30~15:00	10分	15:30~16:45	17:00								
ワークショップ 実施形態 及び内容													
ワークショップ 実施形態の意図	※ワークショップの効果予想や公演との関連性をご記入ください。												
特別支援学校で の実施における 工夫点	(特に変更なく実施できる場合は、その旨もご記入ください。)												
公演実施可能時期 ◇はB区分申請 団体のみ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>※5月1日～12月23日までの期間内で、土日を除いた何日程度の実施が可能かを明記してください。(WSの開始は5月1日、公演開始は6月1日からとなります。)</p> <p>※平成30年度の日程について日を特定しがたい場合は、〇月頃(うち平日〇〇日)と記入してください。</p> <p>※B区分を申請する際は、平成30年度、平成31年度、平成32年度それぞれ記入してください。</p> </div> <p style="text-align: center;">平成30年9月1日～平成30年9月30日(うち平日18日) 平成30年10月9日～平成30年10月20日(うち平日9日) ※土日移動の可否(可 / <u>否</u>) ※地域によっては可</p> <p>◇【平成31年度】平成 年 月 日～平成 年 月 日(うち平日 日) 平成 年 月 日～平成 年 月 日(うち平日 日)</p> <p>◇【平成32年度】平成 年 月 日～平成 年 月 日(うち平日 日) 平成 年 月 日～平成 年 月 日(うち平日 日)</p> <p>※目安として7月20日～8月20日、12月23日～12月31日を除く期間を記載してください。</p> <p>※公演実施可能時期は、採択決定後に再度確認します(大幅な変更は認められません)。</p>												

本事業への申請理由

【公演団体名 〇〇〇交響楽団】

本事業への  
申請理由

①本事業に対する取り組み姿勢

(本事業の趣旨をどのように理解し、巡回公演に取り組もうとしているのか記載してください。)

②事業を効果的かつ円滑に実施するための工夫

(実施校の中には、本事業の実施は初めてという学校があります。ワークショップ、公演の開催に向けて、実施校とどのように意思疎通を図り、事業を効果的かつ円滑に実施するのか記載してください。)

B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制

【公演団体名 ○○○○】

B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制

i) B区分に申請する理由

**※B区分を申請する団体は、B区分に申請する理由を詳細に記入してください。このスペースに記入しきれない場合は、別紙にて提出してください。(様式任意)なお、別紙を提出場合は、必ず別紙の右上に「様式No5. B区分で事業を実施するに当たっての工夫や実施体制\_別紙」と記載してください。別紙指定のない資料については、審査資料に添付しません。**

ii) 複数年にわたり同じ地域で実施する上での工夫や、公演やワークショップの質を向上させるための工夫

(例)

- ・事業の目的達成に資するワークショップ、公演の取組方法
- ・ワークショップの実施に当たっての工夫(教育的効果を高める方法、鑑賞前に楽しみを伝える方法など)

iii) B区分団体が行う業務について(「7. B区分の団体のみが行う業務について」参照)の具体的な実施体制

- ・都道府県・政令指定都市の教育委員会、実施校の所在地の市区町村の教育委員会への訪問

○○○○が専任で、教育委員会と日程調整の後に訪問し、文化庁パンフレットや団体において制作したDVD等を用いて本事業についての広報を行う。

積算にあたっては、旅費・運搬費を除き公演本体に係る費用を記載してください。

公演費用明細【10公演当たりの経費】

ここに記載した費目、数量、単価は一例です。

【公演団体名 ○○△△】

単位:円

項目	費目	数量		単価 (税込)	公演 回数	金額	備考
		数値	単位				
出演費	出演費合計					11,600,000	
	指揮料	1	人	100,000	10	1,000,000	原則として、採択後の経費の増額及び減額による他の経費への流用については認められません。
	演奏料	4	人	35,000	10	1,400,000	
	ソリスト出演料	4	人	80,000	10	3,200,000	
	合唱料	12	人	50,000	10	6,000,000	
文芸費	文芸費合計					2,060,000	
	演出料	1	式	200,000	/	200,000	1公演当たりの経費として算出できない費目については、一式で計上してください。また、一式で費目を計上した場合は、公演回数欄は斜線を引いてください。
	演出助手料	1	人	20,000	1	20,000	
	振付料	1	式	300,000	/	300,000	
	舞台監督料	1	人	100,000	10	1,000,000	
	舞台監督助手料	1	人	30,000	10	300,000	
著作権使用料	1	式	24,000	10	240,000	曲目○○他4曲について発生。	
音楽費	音楽費合計					3,000,000	
	楽器使用料	1	回	300,000	10	3,000,000	・可能な限り、道具費(機材)と人件費を分けてください。 ・計上単位は1式とせず、1公演分あたりに割り戻した金額を記載してください。 ・移動・運搬に係る経費については、採択後、別途「派遣費」としてお見積いただきます。移動、運搬に係る経費は含めずに計上してください。
						0	
						0	
舞台費	舞台費合計						
	大道具借損費	1	st	200,000	10	2,000,000	※団体の音響機材を使用するが操作は外部に依頼
	大道具スタッフ費	5	人	20,000	10	1,000,000	
	音響スタッフ費	1	人	20,000	10	200,000	
	照明スタッフ費	3	人	20,000	10	600,000	
照明費(機材レンタル)	1	週間	150,000	2	300,000	1週間5校巡回した場合を想定	
その他経費	その他経費合計					1,260,000	※体育館が狭く、横に使う場合に使用します。これにより、体育館が狭い学校の応募にも対応することが可能となります。(必要校分のみ用意します。)
	平台	4	枚	30,000	10	1,200,000	上記の費目に含まれない経費で、費目の特殊性や、応募する企画の趣旨によりやむを得ず生じる経費について記載してください。計上の可否については、審査により判断しますので、結果通知後に、別途お知らせします。
	校歌著作権使用料	1	曲	20,000	3	60,000	
小計						22,020,000	
ワークショップ	主指導者	1	人	35,000	10	350,000	主指導者は1名のみ、補助者は5名分まで経費計上可能です。また、支給対象は指導時間となります。準備や片付けの時間は含みません。
	補助者	5	人	5,100	10	255,000	
小計(ワークショップ)						605,000	
10公演当たり総合計						22,625,000	

※10公演実施する場合の公演経費を記載してください。ただし、採択した場合の公演回数・公演費用等を保証するものではありません。

※水色の欄には計算式が設定されていますので入力しないでください。

※金額欄には税込の金額を記入してください。

※欄が不足する場合は行を挿入してください。

この希望調書に関する問い合わせ先

担当者	必ず記入してください。
電話番号	
FAX	
E-mail	



## VI 「文化芸術による子供の育成事業」実施要綱

平成26年4月1日 文化庁長官決定

### 1 趣 旨

小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行い、又は小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、子供たちに対し質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会を確保するとともに、芸術家による表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施することにより、子供たちの豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげる。

### 2 事業の内容

#### (1) 巡回公演事業

##### ア 実施内容

小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）又は特別支援学校（小学部、中学部）において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を実施する。その際、事前に公演に関するワークショップを行い、児童・生徒を実演に参加させるとともに、実演指導又は鑑賞指導を行う（複数が合同で実施する場合を含む。）。

##### イ 公演演目

合唱、オーケストラ、音楽劇、児童劇、演劇、ミュージカル、バレエ、現代舞踊、歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、邦楽、邦舞、演芸等の実演芸術

##### ウ 演目

芸術性の高い評価の定まったものを中心とし、かつ児童・生徒の鑑賞に適した内容のもの

##### エ 公演団体

公演種目及び演目の実施に関し、相応の実績を有する文化芸術団体

#### (2) 芸術家派遣事業

##### ア 学校公募型

##### (ア) 実施内容

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「小学校・中学校等」という。）に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

##### (イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

##### (ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

文化芸術の振興を目的とする特定非営利活動法人、公益法人、一般財団法人、一般社団法人又は特例民法法人（以下「特定非営利活動法人等」という。）が、小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて、小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い、小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、当該分野における講話、実技披露、実技指導等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

(3) コミュニケーション能力向上事業

ア 学校公募型

(ア) 実施内容

小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

イ 特定非営利活動法人等提案型

(ア) 実施内容

特定非営利活動法人等が、小学校・中学校等における文化芸術活動のニーズを踏まえて、小学校・中学校等と芸術家との間の連絡調整を行い、小学校・中学校等に個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家の表現手法を用いた計画的・継続的なワークショップ等を実施する。

(イ) 実施分野

音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術等

(ウ) 被派遣者

当該分野において優れた活動を行っている芸術家

3 主催者

主催者は、次のとおりとし、必要に応じて、会場の管理者、市（区）町村、市（区）町村教育委員会、その他文化庁長官が適当と認める者を加えることができる。

- (1) 文化庁
- (2) 都道府県，都道府県教育委員会，政令指定都市，政令指定都市教育委員会のいずれか又は複数（以下「都道府県等」という。）
- (3) 小学校・中学校等

#### 4 参加者

参加者は，原則として児童・生徒，教職員及び保護者とする。

#### 5 実施会場

実施会場は，原則として小学校・中学校等の施設とする。ただし，複数の学校が合同で実施する場合や全校児童・生徒を収容できる施設が無い場合等には，文化施設等適切な施設で実施することができる。

#### 6 事業の決定

##### (1) 巡回公演事業

ア 文化庁長官は，出演を希望する公演団体の中から芸術文化及び学校教育に識見を有する者で構成される企画委員会の審査を経て，公演団体及び演目を決定する。

イ 文化庁長官は，都道府県等からの推薦を受け，実施校を決定する。

##### (2) 芸術家派遣事業

###### ア 学校公募型

文化庁長官は，都道府県等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

###### イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は，特定非営利活動法人等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

##### (3) コミュニケーション能力向上事業

###### ア 学校公募型

文化庁長官は，都道府県等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

###### イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁長官は，特定非営利活動法人等からの推薦を受け，被派遣者及び実施校を決定する。

#### 7 実施方法

(1) 本事業は文化庁が直接実施するものとする。ただし，文化庁は事業の実施に当たり，業務の一部を委託できるものとする。

(2) 文化庁は，本事業の実施に当たり，文部科学省初等中等教育局と連携する。

(3) 小学校・中学校等は，本事業の実施に当たり，国語・音楽等の教科や総合的な学習の時間，特別活動の中の学校行事等に位置付けることとする。

## 8 経費の負担

### (1) 巡回公演事業

文化庁は、予算の範囲内で、公演費、派遣費、児童・生徒が実施会場へ移動する際の交通費の一部及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

### (2) 芸術家派遣事業

#### ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

#### イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、講演等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

### (3) コミュニケーション能力向上事業

#### ア 学校公募型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等の実施に要する諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

#### イ 特定非営利活動法人等提案型

文化庁は、予算の範囲内で、講師等謝金、派遣旅費、ワークショップ等諸雑費及び本事業を実施するために必要な事務経費等を負担する。

### (4) 文化庁以外の主催者が負担する経費

文化庁以外の主催者は、上記(1)から(3)に規定する文化庁負担経費以外に必要な経費を負担する。

## 9 事業の報告

事業を実施した3(3)の者は、事業終了後30日以内又は当該事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、都道府県等を通じて事業実施報告書を文化庁に提出するものとする。

## 10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は文化庁次長が別に定める。

## Ⅶ 「文化芸術による子供の育成事業」応募(実施)に関する注意事項

1. この募集は、事業実施スケジュールの都合上、前年度に行うものです。予算編成等の状況によっては、事業の中止、内容の変更や規模の縮小、スケジュールの遅れが生じる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
2. 巡回公演事業の実施にあたり、「実施の手引き」(制作団体用)に基づき、各種諸手続きを進めていただきます。各段階で資料の作成を求めますので、提出期限は必ず守ってください。
  - ・事業完了報告書の提出 公演終了後45日以内(厳守)
  - ・決算報告書および関連書類の提出 公演終了後45日以内(厳守)
3. 経理に関する注意事項
  - (1) 公演費  
出演希望調書に計上された公演費用については、採択後、調整いただくことがあります(すべて認められたわけではありません)。
  - (2) 旅費  
※ 採択の決定後に、ブロックを割り当てます(ブロックを選ぶことはできません)。  
実施校の確定後に、旅程及び旅費についての見積書を提出していただきます。
    - ① 原則として公共交通機関を利用していただきます。
    - ② 移動経路は、公演実施に必要な日程に基づき、最も効率的かつ経済的なルートを選択してください。公共交通機関以外の移動方法を選択する場合は、見積書の精査時に理由をお伺いしますので、他の移動方法との比較検討結果をお知らせください。
    - ③ 本事業以外の公演からの移動について、交通費の対象は、通常の行程をとった場合の金額を超えない範囲を対象とします。また、実施後に本事業以外の公演へ移動する場合、公演終了後に発生する旅費は原則対象となりません。

### 【参考資料】採択後のスケジュール

	平成29年							平成30年			
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
公演団体の募集		←→									
審査・採択			←→								
開催校募集						←→					
公演団体と開催校のマッチング作業								←→			
巡回公演日程及び開催校の内定									↔		
契約手続き											→
見積書作成											→
ワークショップ開始 (H30.5月以降)											
巡回公演開始 (H30.6月以降)											

※スケジュールはあくまで予定であり、変更となる場合があります。